

資料

国会による条約の承認

大石眞「憲法と条約締結承認問題」法学論叢 144巻4・5号(1999)

憲法制定議会である第90回帝国議会では、それに関する質疑はなく、……国会承認手続が必要な条約の範囲いかなの問題については、……制憲議会に提出される政府案の成立までの過程が決定的な意味を持つのである。……外務省条約局の意見[は]……次のように結論づけている…
…。

改正憲法の下においては本件範囲の問題につき、疑義発生の余地無きよう、明確なる立法手段を講ずるを可とすべし……。

立法論としては、本件範囲の問題は（イ）国民の代表者たる国会協賛の本質と（ロ）外交運営の担当者たる政府の便宜との両面より考慮を必要とすべく、この点につき、民主主義諸国家の例を参照し、例えば

- 1．国民の権利義務に関係ある条約（立法事項を含む条約）
- 2．国家または国民に財政上の負担を課する条約
- 3．講和条約、領土併合条約、修好、通商航海条約等国家に重大なる義務を課する条約

の三種につき、国会の協賛を要するものと[する]……

[瀆本注 原文旧漢字カタカナ]

総司令部との交渉では、ケーディスから「政治的の条約を議会の協賛なしに締結することは面白からず……」と注文を付けられた……。

現行憲法が……「国会の承認を経ること」を要求したのは、いうまでもなく、外交に対する民主的統制という理念に基づくものである。ここから国会の外交統制権の一つとして条約締結承認権という重要な権限が導かれることになるが、その具体的な内容と範囲は必ずしも明らかではない。

児童の権利条約への留保

衆議院本会議 1993年4月22日

大野由利子君 条約第二条では、人種、性、言語、宗教、障害、出生などによるいかなる差別も禁じております。ところが、我が国の民法九百条では、非嫡出子の相続は嫡出子の二分の一に規定しています。また、婚姻届を出した夫婦の子供と出さない夫婦の子供では、戸籍、住民票の記載に違いがあって、結婚や就職の際、差別を受けているのが実情です。現在、結婚によって姓を変えることの不便さを避けるために、積極的に事実婚を選択するカップルもふえており、世論調査でも、夫婦別姓の選択の拡大に賛成する人が反対派を上回っています。現在の家族法は、もはやこうした時代の流れにそぐわないものとなってきています。

この際、現行の家族法の体系を見直す必要があると考えますが、法務大臣の御見解をお伺いいたします。

国務大臣（後藤田正晴君） 嫡出子と嫡出でない子との取り扱いの差異を含めまして、身分法の体系を見直す必要があるのではないかと御質問でございますが、本条約第二条は、児童に対する不合理な差別を禁止する趣旨の規定でございますが、御指摘の民法の規定では、婚姻関係にある両親から出生した子であるか否かに伴って必然的に生ずる差異や、法律婚を尊重しなきゃならぬという見地からの合理的な差異、違いを定めておるものであって、いずれもこの条約に反するものではない、そこで条約批准に当たって、民法等を改正する必要はないものと私は考えております。

「間接適用」

最高裁大法廷決定 1995年7月5日 中島・大野・高橋・尾崎・遠藤反対意見

民集49巻7号1808頁

〔自由権規約・児童の権利条約などの〕諸事実及び本件規定（民法900条4号但書）が及ぼしていると見られる社会的影響等を勘案するならば、少なくとも今日の時点において、婚姻の尊重・保護という目的のために、相続において非嫡出子を差別することは、個人の尊重及び平等の原則に反し、立法目的と手段との間に実質的関連性を失っているというべきであって、本件規定を合理的とすることには強い疑念を表明せざるを得ない。

東京高裁決定 1993年6月23日 高民集46巻2号48頁

国際連合による「市民的及び政治的権利に関する国際規約」24条1項の規定の精神及び我が国において未だ批准していないものの、近々批准することが予定されている「児童の権利に関する条約」2条2項の精神等にかんがみれば、適法な婚姻に基づく家族関係の保護という理念と非嫡出子の個人の尊厳という理念は、その双方が両立する形で問題の解決が図られなければならないと考える。

……民法900条4号但書前段の差別的取扱いは、必ずしも合理的な根拠に基づくものとはいえないから、憲法14条1項の規定に違反するものと判断せざるを得ない。

静岡地裁浜松支部1999年10月12日判決 判時1718号101頁

人種差別撤廃条約は、……個人や団体の差別行為についてのとるべき立法その他の措置を締約国に要求している。

このことは、我が国内において、人種差別撤廃条約の実体規定に該当する人種差別行為があった場合に、もし国または団体に採るべき措置が採られていなかった場合には、同条約第6条に従い、これらの国または団体に対してその不作為を理由として少なくとも損害賠償その他の救済措置を採りうることを意味する。

そしてまた、何らの立法措置を必要としない外務省の見解を前提とすれば、本件のような個人に対する不法行為に基づく損害賠償請求の場合には、右条約の実体規定が不法行為の要件の解釈基準として作用するものと考えられる。

……被告は、……原告の人格的名誉を傷つけたものといわざるを得ず、……原告の名誉を著しく傷つけたものとして民法第709条、第710条に基づき、原告に対して、その精神的苦痛を慰謝すべき責任がある……。

直接適用

西陣ネクタイ事件 京都地裁1984年6月29日判決 判タ530号271頁

事業団は、[GATTにいう]国家貿易企業に当たることが明らかであるところ、事業団の行う本件一元輸入措置及び価格安定制度は国家の養蚕農家などの保護のために自由市場に介入して価格を人為的に操作するものであり、……本件条項は前記のガット条項に違反するのではないかとの疑問が出てくる。しかしながら、本件一元輸入措置及び価格安定制度は、……当分の間、……輸入圧力から蚕糸業の経営を保護しようと図ったものであって、それは、ガット19条によって締約国に許された緊急措置に該当する実質を持つものと解される。

……しかも、原告ら指摘のガット条項の違反は、違反した締約国が関係締約国から協議の申し入れや対抗措置を受けるなどの不利益を課せられることによって当該違反の是正をさせようとするものであって、それ以上の法的効力を有するものとは解されない。

したがって、本件条項がガット条項に違反し無効であって、本件立法行為を違法ならしめるものとまでは解することができない。

政府調達苦情検討委員会報告 2000年10月3日

<http://www5.cao.go.jp/access/japan/chans/2-houkoku.pdf/>

外国人登録確認義務事件 大阪高裁1991年2月7日判決 判タ756号128頁

事実的差異に起因して不均衡が生じても、それが一般社会観念上合理的な根拠に基づき必要と認められるものである場合には、これをもって憲法14条の法の下での平等の原則に反するものとはいえない。また、国際人権規約B規約2条、26条の趣旨も同様に解される。

家永教科書裁判第3次訴訟 最高裁3小1997年8月29日判決 民集51巻7号2934頁

憲法21条の表現の自由といえども、公共の福祉による合理的でやむを得ない程度の制限を受ける……表現の自由を保障した前記規約 [= 自由権規約] 19条の規定も、公共の福祉による合理的でやむを得ない程度の制限を否定する趣旨ではないことは、同条の文言から明らかである。本件検定が表現の自由を保障した憲法21条の規定に違反するものでないことは前記のとおりであるから、本件検定が前記規約19条の規定に違反するとの論旨は採用することができない。

京都指紋押捺拒否訴訟 大阪高裁 1994年10月28日判決 判時1513号86頁

〔自由権〕規約はその内容に鑑みると、原則として自力執行的性格を有し、国内での直接適用が可能であると解されるから、B規約に抵触する国内法はその効力を否定されることになる。

……B規約7条にいう「品位を傷つける取り扱い」とは、公務員の積極的ないし消極的関与の下に個人に対して肉体的または精神的な苦痛を与える行為であって、その苦痛の程度が拷問や残虐な、非人道的な取り扱いと評価される程度には至っていないが、なお一定の程度に達しているものと解される。……本件指紋押捺制度が押捺者に与える精神的苦痛の程度は、右の「一定の程度」には達するものではないと判断され、本件指紋押捺制度はB規約7条の「品位を傷つける取り扱い」には該当しないものというべきである。

……本件指紋押捺制度が品位を傷つける取り扱いに当たるとは解せられないが、なおこれが国籍に基づく区別であって、外国人が国民と対等の立場で人権と自由を享受することを妨げる効果を持つものであることは明らかであるから、基準が合理的かつ客観的で、合法的な目的を達成する目的で行われたと認められない以上、本件指紋押捺制度はB規約26条に違反すると解せられる。〔ただし、〕指紋押捺制度の……目的が合理性を持つことは明らかであるから、その目的はB規約の下においても合法的なものというべきである。……よって、本件指紋押捺制度自体がB規約26条に違反すると解することはできない。

受刑者接見妨害国家賠償請求事件 徳島地裁 1996年3月15日判決 判時1597号115頁

〔自由権規約は〕自由権的な基本権を内容とし、当該権利が人類社会のすべての構成員によって享受されるべきであるとの考え方に立脚し、個人を主体として当該権利が保障されるという規定形式を採用しているものであり、このような自由権規定としての性格と規定形式からすれば、これが抽象的・一般的な原則等の宣言にとどまるものとは解されず、したがって、国内法としての直接的効力、しかも法律に優位する効力を有するものというべきである。

二風谷ダム訴訟 札幌地裁 1997年3月27日判決 判時1598号44頁

B規約は、少数民族に属する者に対しその民族固有の文化を共有する権利を保障すると共に、締約国に対し、少数民族の文化等に影響を及ぼすおそれのある国の政策の決定および遂行に当たっては、これに十分な配慮を施す責務を各締約国に課したものと解するのが相当である。そして、アイヌ民族は、文化の独自性を保持した少数民族としてその文化を共有する権利をB規約27条で保障されているのであって、我が国は憲法98条2項の規定に照らしてこれを誠実に遵守する義務があるというべきである。

……本件事業計画の達成により得られる公共の利益〔と〕本件事業計画の実施により失われる利益ないし価値〔と〕の比較考量を試みる場合は、……後者の利益がB規約27条および憲法13条で保障される人権であることに鑑み、その制限は必要最小限度においてのみ認められるべきである……。

建設大臣は、本件事業計画の達成により得られる利益がこれによって失われる利益に優越するかどうかを判断するために必要な調査、研究等の手続を怠り、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当に軽視ないし無視し、したがって、そのような判断ができないにもかかわらず、アイヌ文化に対する影響を可能な限り少なくするなどの対策を講じないまま、安易に前者の利益が後者の利益に優越するものと判断し、結局本件事業認定をしたことになり、土地収用法20条3号において認定庁に与えられた裁量権を逸脱した違法があるというほかはない。